

「『河野・村山談話』の無効を宣言し、自虐史観を一掃する『戦後70年談話』を求める署名」活動中!

日本人としての誇りを取り戻し、英霊の方々にも恥じない素晴らしい国をつくるため、私たちは安倍内閣総理大臣に対して、「村山談話」「河野談話」の無効を宣言し、自虐史観を一掃する「戦後70年談話」を発信することを要望しています。

【署名活動期間】2015年4月17日(金)  
～2015年7月23日(木)



- 第1次締切 5月末日
- 第2次締切 6月末日
- 最終締切 7月23日 党本部必着



【署名送付先】幸福実現党本部  
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-8  
電話 03-6441-0754

幸福実現党 検索



幸福実現党 党首

しやくりょうこ  
釈量子

1969年、東京都生まれ。國學院大學文学部史学科卒業。大手家庭紙メーカー勤務を経て、1994年、宗教法人幸福の科学に入局。常務理事などを歴任。幸福実現党に入党後、女性局長などをを経て、2013年7月より現職。

ユネスコを  
政治利用する中国  
歴史の捏造は  
許さない



2014年3月27日、ユネスコ本部(フランス)で会談した中国の習近平国家主席とイリナ・ボコバ事務局長 写真:ロイター/アフロ



幸福実現党 hr-party.jp

発行所 幸福実現党本部 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-8 電話 03-6441-0754 ©幸福実現党本部 2015年

戦後70年、日本人としての誇りを取り戻すために。

幸福の科学グループ創始者 兼 総裁  
幸福実現党創立者 兼 総裁

大川隆法

「公開霊言」シリーズ

硫黄島 絶賛発売中!  
栗林忠道中将の霊言  
日本人への伝言



アメリカがもっとも怖れ、もっとも尊敬した日本陸軍の名将が語る先の大戦の意義、そして、この国の未来を守るための国防戦略。

©幸福の科学出版 0120-73-7707 http://www.irhpress.co.jp/

1,512円(税込)



この国に、もっと自由を。  
幸福実現党

幸福実現NEWS

THE HAPPINESS REALIZATION NEWS June 2015 Vol.69

## 釈党首がパリのユネスコ本部訪問

# 中国の世界記憶遺産への横暴な登録申請を阻止しよう

釈量子党首は5月26日、フランス・パリのユネスコ本部を訪れ、中国による世界記憶遺産への登録申請について、抗議を申し入れました。

幸福実現党は4月初めに、中国の同登録申請に対する反対署名（19万2036筆）を集めて内閣府に



ユネスコ本部・世界記憶遺産担当の  
イスクラ・パネブスカ氏（右）と

提出。同月8日には、中国が登録申請している「南京大虐殺」資料に対する反論文書を作成・提出していました。それに引き続き、今回、

「従軍慰安婦」資料に対しても反論文書を作成し、ユネスコ記憶遺産事務局に申し入れを行いました。

幸福実現党はその文書の中で、①中国が資料の解釈を歪曲して申請している、②中国がユネスコの規定に反して、申請資料の公開を拒否している、③中国が一部資料を所有者に無断で申請しているなどの問題点を指摘しています。

今回申し入れた反論文書には、国内外の有識者44名（5月20日現在）の賛同者が集まりました。登録の可否は、9月末に開かれる最終審議の後に決定される予定です。幸福実現党は今後も、ユネスコの世界記憶遺産の審査担当者に公正な判断を求めてまいります。

## 「世界文化遺産」と「世界記憶遺産」

現在、端島炭鉱（通称：軍艦島）などの明治期の工業施設が、「産業革命遺産」として、「世界文化遺産」に登録されようとしています。今年5月初旬には、ユネスコの諮問機関「国際記念物遺跡会議」から、「登録が適当」との勧告が出されていました。

しかし、中国と韓国が、それらの一部施設内で、中国や朝鮮半島の労働者が強制労働をさせられたとして、反対を表明しています。反日歴史戦の一環で、日本の施設の同登録を妨害しようとしているのです。

中国は、それに留まらず、「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」の資料（写真や日記、映像フィルムなど）を、「世界記憶遺産」に登録しようとしていることが明らかになりました。この中国の動きに、最近、韓国も同調しようとしています。

日本の歴史をこれ以上穢させてはなりません。幸福実現党は、中国側の資料の「世界記憶遺産」への登録阻止のために、情報発信や反論活動を行っております。

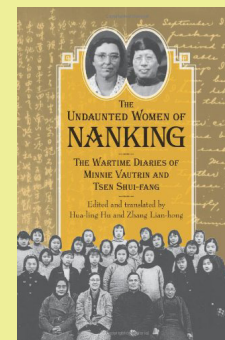


長崎県の端島炭鉱（通称：軍艦島）

## ●中国が提出した「南京大虐殺」資料の一部 ——程瑞芳氏の日記

中国は、当時南京市内で看護婦をしていた程瑞芳氏の日記を登録申請しています。

しかし、程氏は「南京大虐殺」を目撃しているどころか、1件の殺人事件も直接見ていません。この他、程氏の日記には、「聞くところによると～」「～そうだ」などの伝聞表現が多く、「南京大虐殺」を証明する客観的資料ではありません。



## ●中国が提出した「従軍慰安婦」資料の一部 ——遺族に無断で提出された写真

中国は、「従軍慰安婦」を証明する資料として、「上海の慰安所」とする写真も申請しています。

しかし、「強制連行」の様子が写っているわけではありませんし、この写真の撮影者も、「慰安婦の強制連行を示す写真ではない」と明言しています。

さらに、中国は、「写真の著作権は中央档案馆にある」と述べていますが、撮影者の遺族が、現在もフィルムを所有しており、「記憶遺産への登録申請を許可していない」と述べています。つまり、中国の申請は著作者人格権の侵害です。



撮影者は麻生徹男氏、撮影日時は1938年2月7日。しかし、中国は出所を示さずに、「著作権は自国にある」と虚偽申告している。

※反論内容は、月刊雑誌「ザ・リパティ」（幸福の科学出版）の2015年5月・6月号をご覧ください。